

#### 4. 邑南町消防団条例（平成16年10月1日条例第209号）

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条、第19条及び第23条の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域、邑南町非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

（消防団の設置、名称及び区域）

第2条 この町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、邑南町消防団とし、区域は町全域とする。

（定員）

第3条 団員の定数は、580人とする。

（任用）

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。

- (1) 邑南町の区域に居住し、又は通勤する者
- (2) 年齢満18歳以上の者

（欠格事項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けなくなるまでの者
- (3) 第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、それを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1箇月以内の期間を定めて行う。

第8条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては上の階級者を通じて団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

(手当)

第14条 団員が火災、災害、捜索、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動及び訓練手当を支給する。

2 前項の場合を除き、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年邑南町条例第43号)第4条第2項に規定する別表の費用弁償を支給する。

(貸与品)

第15条 団員には、別表第3に定める被服等を貸与する。

2 団員が退職又は死亡したときは、前項の貸与品の返納をしなければならない。

(公務災害補償)

第16条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疾病となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第17条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月27日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月17日条例第15号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

年報酬

階級名	報酬額
団長	82,000円
副団長	62,000円
分団長	47,000円
副分団長	35,000円
部長	29,000円
班長	25,000円
団員	22,000円

加算

職名	報酬額
機関員 ポンプ自動車・積載車 1台あたり	14,000円

別表第2(第14条関係)

出動手当

区分	単位	手当
火災	半日	2,400円
災害	半日	2,400円
捜索	半日	2,400円
その他	半日	2,400円

備考 半日とは4時間をいう。職務に従事した時間が半日に満たないときでも半日分を支給し、半日を超えて従事したときは、同様に半日単位ごとに加算し支給する。

訓練手当

区分	単位	手当
訓練	1日	3,700円

備考 1日とは8時間をいい、訓練に従事する時間にかかわらず、手当は1日単位で支給する。

別表第3(第15条関係)

貸与被服等

品目	数量	貸与期間
帽子	1個	在任期間
消防服	1着	〃
雨衣	1着	〃
階級章	1個	〃
半長靴	1足	〃
ヘルメット	1個	〃
ベルト	1本	〃